



福岡県医発第 2209 号 (地)
平成 22 年 3 月 8 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 横 倉 義 武
(公 印 省 略)

精神保健指定医の証の更新等に係る事務取扱要領の一部改正について

精神保健指定医の証の更新等に係る事務取扱要領の一部が改正された旨、日本医師会より別添のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。

本件は、「精神保健指定医の証の更新等に係る事務取扱要領について」(平成 8 年 3 月 21 日健医精発第 20 号厚生省保健医療局精神保健課長通知)について、現在の運用上の取扱い等を踏まえ所要の改正を行うもので、主な内容は下記のとおりです。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知の上、関係医療機関等への周知方よろしくお願い申し上げます。

記

- 1) 日本総合病院精神医学会の名称変更(有限責任中間法人→一般社団法人)
- 2) 指定医証の更新により、更新前の指定医証(有効期限が記載されていない旧様式による指定医証に限る。)を返納することとなっているが、既に、旧様式の指定医証を所持する者がいないことから、該当する記述を削除する。
- 3) 指定医が更新の研修を受けずに指定を失効した場合、厚生労働大臣は「失効通知」を交付することとなっているが、指定医の指定は当該年度の 3 月 31 日の経過により自動的に失効すること及び現行の指定医証には有効期限が記載されていることから、現在は失効通知を発出していないので、該当する記述を削除する。
- 4) これまで指定医証の記載事項であった住所地を、平成 18 年の通知改正で記載しないこととしたが、住所地の変更があったときは、届出が必要であることを明記。これに伴い、様式 3 も変更(様式 3-1, 3-2)
- 5) 指定医の死亡により、指定医の遺族等が届け出る際に、指定医証を添付することとなっているが、指定医証を添付できない理由の記載欄を様式 7 に追加。
- 6) 各届出先が、「厚生労働大臣」となっているが、地方厚生局長に委任している事務について、実際の運用に従い届出先を地方厚生局長に変更する。

(地Ⅲ266)

平成22年2月25日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
三上 裕司

精神保健指定医の証の更新等に係る事務取扱要領の一部改正について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、別添のとおり、精神保健指定医の証の更新等に係る事務取扱要領の一部が改正され、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長より各都道府県等精神保健福祉主管部（局）長宛に通知が出され、本会に対しても周知方依頼がありました。

本件は、「精神保健指定医の証の更新等に係る事務取扱要領について」（平成8年3月21日健医精発第20号厚生省保健医療局精神保健課長通知）について、現在の運用上の取扱い等を踏まえ所要の改正を行うものであり、改正の主な内容は下記のとおりであります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、貴会管下郡市区医師会、及び関係医療機関への周知、協力方よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

記

- ・日本総合病院精神医学会の名称変更（有限責任中間法人→一般社団法人）
- ・指定医証の更新により、更新前の指定医証（有効期限が記載されていない旧様式による指定医証に限る。）を返納することとなっているが、既に、旧様式の指定医証を所持する者がいないことから、該当する記述を削除する。

- ・ 指定医が更新の研修を受けずに指定を失効した場合、厚生労働大臣は「失効通知」を交付することとなっているが、指定医の指定は当該年度の３月３１日の経過により自動的に失効すること及び現行の指定医証には有効期限が記載されていることから、現在は失効通知を発出していないので、該当する記述を削除する。
- ・ これまで指定医証の記載事項であった住所地を、平成１８年の通知改正で記載しないこととしたが、住所地の変更があったときは、届出が必要であることを明記。これに伴い、様式３も変更。（様式３－１、３－２）
- ・ 指定医の死亡により、指定医の遺族等が届け出る際に、指定医証を添付することとなっているが、指定医証を添付できない理由の記載欄を様式７に追加。
- ・ 各届出先が「厚生労働大臣」となっているが、地方厚生局長に委任している事務について、実際の運用に従い届出先を地方厚生局長に変更する。

事 務 連 絡

平成22年2月8日

社団法人 日本医師会 御中

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部精神・障害保健課

精神保健指定医の証の更新等に係る事務取扱要領の一部改正について

日頃より、精神保健福祉行政の推進に御尽力を賜り、厚く御礼申し上げます。

精神保健指定医の証の更新等に係る事務の取扱いについては、「精神保健指定医の証の更新等に係る事務取扱要領について」（平成8年健医精発第20号厚生省保健医療局精神保健課長通知）により行われているところですが、今般、別添のとおり一部改正し、都道府県・指定都市あてに通知いたしましたのでお知らせいたします。

貴団体におかれましては、傘下の関係機関に対し周知方よろしくお願いいたします。



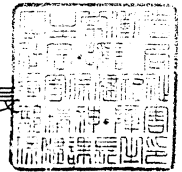
障精発 0208 第 1 号

平成 22 年 2 月 8 日

各 { 都道府県
指定都市 } 精神保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部精神・障害保健課長



精神保健指定医の証の更新等に係る事務取扱要領の一部改正について

精神保健指定医の証の更新等に係る事務の取扱いについては、平成 8 年 3 月 21 日健医精発第 20 号厚生省保健医療局精神保健課長通知「精神保健指定医の証の更新等に係る事務取扱要領について」により行われているところであるが、今般、別添のとおり一部改正することとしたので、適切な運用に努められるとともに、精神保健指定医等関係者に対しても周知徹底方お取り計らい願いたい。

○精神保健指定医の証の更新等に係る事務取扱要領について(平成8年3月21日健医精発第20号)
(各都道府県、各指定都市精神保健福祉主管部局長あて厚生省保健医療局精神保健課長通知)

(下線部が変更部分)

新	旧
1 5年度ごとの研修及び指定医証の更新 (1) 5年度ごとの研修 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の規定により、精神保健指定医（以下「指定医」という。）が、5年度ごとの研修を受けなかった場合には、当該研修を受けなかったことについてやむを得ない理由が存すると厚生労働大臣が認めたときを除き、当該指定を受けるべき年度の終了の日（3月31日）の経過をもって指定の効力を失うこととされており、研修を受けるべき年度は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条第1項の規定に基づき、精神保健指定医が研修を受けなければならない年度を定める件」（平成8年3月21日厚生省告示第89号）の定めるところによる。 また、<u>精神保健指定医の証（以下「指定医証」という。）には、研修を受けるべき年度の末日を指定医証の有効期限として記載しているところであり、指定医は、その有効期限に留意して、研修を受講することが必要である。</u> なお、研修実施団体（<u>社団法人日本精神科病院協会、社団法人全国自治体病院協議会及び一般社団法人日本総合病院精神医学会が登録されている。</u>）より、当該年度における受講を必要とする指定医に対し、受講のお知らせを送付するサービスが実施されているところであるが、<u>案内状の不着もありうるため、指定医は、住所地の変更届や記載事項の変更届の提出を励行するとともに、研修の受講年度については、法律の規定に基づき自らの受講年度に留意することが必要である。</u> (2) 指定医証の更新 指定医は、5年度ごとの研修を受けたときは、別紙様式1による指定医証更新申請書に、写真（縦50ミリメートル、横40ミリメートルとし、申請6月以内に上半身脱帽で撮影されたもの。なお、裏面に撮影年月日及び氏名を記載しておくこと。以下同じ。）1枚を添付の上、研修の修了日に、研修の実施団体を經由して、<u>地方厚生局長に申請しなければならない。</u>なお、この際には、指定医証を添付することを要しない。 <u>地方厚生局長は、更新の通知とともに指定医証を都道府県知事又は指定都市の市長を經由して、更新者に交付する。</u>	1 5年度ごとの研修及び指定医証の更新 (1) 5年度ごとの研修 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条の規定により、精神保健指定医（以下「指定医」という。）が、5年度ごとの研修を受けなかった場合には、当該研修を受けなかったことについてやむを得ない理由が存すると厚生労働大臣が認めたときを除き、当該指定を受けるべき年度の終了の日（3月31日）の経過をもって指定の効力を失うこととされており、研修を受けるべき年度は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第19条第1項の規定に基づき、精神保健指定医が研修を受けなければならない年度を定める件」（平成8年3月21日厚生省告示第89号）の定めるところによる。 なお、<u>今後は、研修実施団体（(社)日本精神科病院協会、(社)全国自治体病院協議会及び有限責任中間法人日本総合病院精神医学会が登録されている。）より、当該年度における受講を必要とする指定医に対し、当課の台帳に基づき、受講のお知らせを送付するサービスを実施することとするが、案内状の不着もありうるため、指定医は、住所変更等の記載事項の変更届の提出を励行するとともに、研修の受講年度については、法律の規定に基づき自らの受講年度に留意することが必要である。</u> また、<u>今後新たに交付する指定医証には、研修を受けるべき年度の末日を指定医証の有効期限として記載するものとしたところであり、指定医は、その有効期限に留意して、研修を受講することが必要である。</u> (2) 指定医証の更新 指定医は、5年度ごとの研修を受けたときは、別紙様式1による指定医証更新申請書に、写真（縦50ミリメートル、横40ミリメートルとし、申請6月以内に上半身脱帽で撮影されたもの。なお、裏面に撮影年月日及び氏名を記載しておくこと。以下同じ。）1枚を添付の上、研修の修了日に、研修の実施団体を經由して、<u>厚生労働大臣に申請しなければならない。</u>なお、この際には、指定医証を添付することを要しない。 <u>厚生労働大臣は、更新の通知とともに指定医証を都道府県知事又は指定都市の市長を經由して、更新者に交付する。</u> <u>指定医は、新たな指定医証を受けとったときは、更新前の指定医証（有効期限が記載されていない旧様式による指定医証の場合に限る。）を、都道府県又は指定都市を經由して、厚生労働省社会・援護局障害保健</u>

(3) 受講の延期及び指定医証の有効期限延長の申請

指定医は、5年度ごとの研修を受けるべき年度において、やむを得ない理由により、当該年度に実施されるいずれの研修も受講することができない見込みとなったとき、又は、現にいずれの研修も受けることができなかったときは、別紙様式2による精神保健指定医更新時研修受講延期（指定医証有効期限延長）申請書に、写真1枚を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して、地方厚生局長に提出しなければならない。

研修を受けることができないやむを得ない理由は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第4条により、「研修を受けるべき年度において実施されるいずれの研修をも受けることができないことにつき、災害、傷病、長期の海外渡航その他の事由があること」とされている。

厚生労働大臣がやむを得ない理由が存すると認めたときは、地方厚生局長は、精神保健指定医更新時研修受講延期（指定医証有効期限延長）通知とともに、延長した有効期限を記載した新たな指定医証を、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して交付する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第1条の3中「やむを得ない理由が存することを証する書類」の例としては、被災証明、診断書、留学証明書等である。受講の延期の申請は、原則事前申請とする（災害、急病等やむを得ない場合を除く）。

また、受講延期の期間は、原則として1年間であるが、海外渡航等事前に長期に渡って研修の受講が困難であることが判明している場合に限り、4年を限度として複数年にわたり延期申請を行うことも可能である。

なお、延期された受講年度に受講した場合の次の回の研修は、本来の受講年度を起算点とした5年後となるものであり、延期された受講年度を起算点とした5年後となるものではない。

(4) 失効について

研修を受けるべき年度において研修を受けなかった指定医が、受講延期の承認も得ていない場合においては、指定医の指定は、当該年度の3月31日の経過により自動的に失効する。

福祉部精神・障害保健課あて返納すること。

(3) 受講の延期及び指定医証の有効期限延長の申請

指定医は、5年度ごとの研修を受けるべき年度において、やむを得ない理由により、当該年度に実施されるいずれの研修も受講することができない見込みとなったとき、又は、現にいずれの研修も受けることができなかったときは、別紙様式2による精神保健指定医更新時研修受講延期（指定医証有効期限延長）申請書に、写真1枚を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して、厚生労働大臣に提出しなければならない。

研修を受けることができないやむを得ない理由は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第4条により、「研修を受けるべき年度において実施されるいずれの研修をも受けることができないことにつき、災害、傷病、長期の海外渡航その他の事由があること」とされている。

厚生労働大臣は、やむを得ない理由が存すると認めたときは、精神保健指定医更新時研修受講延期（指定医証有効期限延長）通知とともに、延長した有効期限を記載した新たな指定医証を、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して交付する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第1条の3中「やむを得ない理由が存することを証する書類」の例としては、被災証明、診断書、留学証明書等である。受講の延期の申請は、原則事前申請とする（災害、急病等やむを得ない場合を除く）。

また、受講延期の期間は、原則として1年間であるが、海外渡航等事前に長期に渡って研修の受講が困難であることが判明している場合に限り、4年を限度として複数年にわたり延期申請を行うことも可能である。

なお、延期された受講年度に受講した場合の次の回の研修は、本来の受講年度を起算点とした5年後となるものであり、延期された受講年度を起算点とした5年後となるものではない。

(4) 失効通知

研修を受けるべき年度において研修を受けなかった指定医が、受講延期の承認も得ていない場合においては、指定医の指定は、当該年度の3月31日の経過により自動的に失効する。

厚生労働大臣は、失効した者に対し、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して失効通知を交付するが、通知の到達の如何にかかわらず前記期日に失効するものである。

指定医の指定が失効した者は、失効した指定医証（有効期限が記載されていない旧様式による指定医証の場合に限る。）を、都道府県又は指定都市を経由して、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課あて返納すること。

2 指定医証の記載事項等の変更届

(1) 勤務先の変更

指定医は、指定医証に記載された勤務先に変更があったときは、速やかに別紙様式3-1により、指定医証を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して地方厚生局長に届け出ること。

なお、精神科の医療機関以外の勤務先に異動した場合や、勤務先を有しなくなった場合においても、指定医の辞退届を提出しない限り、勤務先の変更届等を提出することが必要である。

都道府県又は指定都市は、指定医証の記載を訂正してこれを指定医に返還するとともに、別紙様式4による報告書を添えて、当該変更届を地方厚生局長あて送達すること。

(2) 氏名の変更

指定医は、氏名の変更があったときは、速やかに別紙様式3-1により、指定医証及び写真1枚を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して地方厚生局長に届け出ること。

地方厚生局長は、新たな指定医証を発行して、都道府県知事又は指定都市の市長を経由して当該指定医に交付するものとする。

(3) 住所地の変更

指定医は、住所地の変更があったときは、速やかに別紙様式3-2により、住所地（変更後の住所地）の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して地方厚生局長に届け出ること。

3 指定医証の再交付

指定医は、指定医証を紛失又はき損したときは、速やかに別紙様式5により、紛失したときは始末書（様式任意）及び写真1枚、き損したときは指定医証及び写真1枚を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して地方厚生局長に届け出ること。

4 指定医の辞退届

指定医が指定医の職務を行うことが将来にわたってなくなった場合又は指定医の職務を全うすることができなくなった場合等指定医を辞退するときは、別紙様式6により、指定医証を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して地方厚生局長に届け出ること。

5 指定医の死亡届

指定医が死亡したときは、指定医の遺族等は、速やかに別紙様式7により、指定医証を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して地方厚生局長に届け出ること。

6 指定の取消し又は職務の停止

(1) 都道府県知事は、指定医について、法第19条の2第2項の規定

2 指定医証の記載事項の変更届

(1) 住所地又は勤務先の変更

指定医は、指定医証に記載された住所地又は勤務先に変更があったときは、速やかに別紙様式3により、指定医証を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して厚生労働大臣に届け出ること。

なお、精神科の医療機関以外の勤務先に移動した場合や、勤務先を有しなくなった場合においても、指定医の辞退届を提出しない限り、住所地又は勤務先の変更届を提出することが必要である。

都道府県又は指定都市は、指定医証の記載を訂正してこれを指定医に返還するとともに、別紙様式4による報告書を添えて、当該変更届を本職あて送達すること。

(2) 氏名の変更

指定医は、氏名の変更があったときは、速やかに別紙様式3により、指定医証及び写真1枚を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して厚生労働大臣に届け出ること。

厚生労働大臣は、新たな指定医証を発行して、都道府県知事又は指定都市の市長を経由して当該指定医に交付するものとする。

3 指定医証の再交付

指定医は、指定医証を紛失又はき損したときは、速やかに別紙様式5により、紛失したときは始末書及び写真1枚、き損したときは指定医証及び写真1枚を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して厚生労働大臣に届け出ること。

4 指定医の辞退届

指定医が指定医の職務を行うことが将来にわたってなくなった場合又は指定医の職務を全うすることができなくなった場合等指定医を辞退するときは、別紙様式6により、指定医証を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して厚生労働大臣に届け出ること。

5 指定医の死亡届

指定医が死亡したときは、指定医の遺族等は、速やかに別紙様式7により、指定医証を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して厚生労働大臣に届け出ること。

6 指定の取消し又は職務の停止

(1) 都道府県知事は、指定医について、法第19条の2第2項の規定

に該当すると認められるときは、同条第４項の規定により厚生労働大臣にその旨を通知すること。 (2) 指定医は、指定医の指定を取り消されたとき又は期間を定めてその職務の停止を命ぜられたときは、速やかに別紙様式８により、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して指定医証を<u>地方厚生局長</u>に返納すること。 別紙様式１～２（略） <u>別紙様式３</u> 改正あり 別紙様式４～６（略） <u>別紙様式７</u> 改正あり 別紙様式８（略）	に該当すると認められるときは、同条第４項の規定により厚生労働大臣にその旨を通知すること。 (2) 指定医は、指定医の指定を取り消されたとき又は期間を定めてその職務の停止を命ぜられたときは、速やかに別紙様式８により、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して指定医証を<u>厚生労働大臣</u>に返納すること。 別紙様式１～２（略） <u>別紙様式３</u> 別紙様式４～６（略） <u>別紙様式７</u> 別紙様式８（略）
---	---

(新)

別紙様式 3 - 1

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所
氏 名 ㊟
生年月日 年 月 日

指定医証の記載事項に変更がありましたので、精神保健及び精神障害者福祉
に関する法律施行令第 2 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき申請します。

1 変更事項 (勤務先 ・ 氏名)

新
旧

2 指定医証の番号 第 号

3 指定医証の交付年月日 平成 年 月 日

※ 1 の () 内は、該当する事項に○印を付すこと。

(旧)

別紙様式 3

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所
氏 名 ㊟
生年月日 年 月 日

指定医証の記載事項に変更がありましたので、精神保健及び精神障害者福祉
に関する法律施行令第 2 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき申請します。

1 変更事項

新
旧

2 勤務先

3 指定医証の番号 第 号

4 指定医証の交付年月日 平成 年 月 日

(新)

(旧)

別紙様式 3 - 2

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所
氏 名
生年月日 年 月 日

印

下記のとおり、住所地に変更がありましたのでお届けします。

1 住所地

新住所

旧住所

2 指定医証の番号 第 号

3 指定医証の交付年月日 平成 年 月 日

(新)

別紙様式 7

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所
氏 名
生年月日 年 月 日

精神保健指定医に指定されていた下記の者が、死亡したのでお届けします。

1 氏 名

2 死亡年月日 平成 年 月 日

3 指定医証の番号 第 号

4 指定医証の交付年月日 平成 年 月 日

5 精神保健指定医の証を添付（返却）できない理由

（例：本人の紛失によるため）

(旧)

別紙様式 7

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所
氏 名
生年月日 年 月 日

精神保健指定医に指定されていた下記の者が、死亡したのでお届けします。

1 氏 名

2 死亡年月日 平成 年 月 日

3 指定医証の番号 第 号

4 指定医証の交付年月日 平成 年 月 日

(改正後全文)

精神保健指定医の証の更新等に係る事務取扱要領

1 5年度ごとの研修及び指定医証の更新

(1) 5年度ごとの研修

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 19 条の規定により、精神保健指定医（以下「指定医」という。）が、5 年度ごとの研修を受けなかった場合には、当該研修を受けなかったことについてやむを得ない理由が存すると厚生労働大臣が認めたときを除き、当該指定を受けるべき年度の終了の日（3 月 31 日）の経過をもって指定の効力を失うこととされており、研修を受けるべき年度は、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 19 条第 1 項の規定に基づき、精神保健指定医が研修を受けなければならない年度を定める件」（平成 8 年 3 月 21 日厚生省告示第 89 号）の定めるところによる。

また、精神保健指定医の証（以下「指定医証」という。）には、研修を受けるべき年度の末日を指定医証の有効期限として記載しているところであり、指定医は、その有効期限に留意して、研修を受講することが必要である。

なお、研修実施団体（社団法人日本精神科病院協会、社団法人全国自治体病院協議会及び一般社団法人日本総合病院精神医学会が登録されている。）より、当該年度における受講を必要とする指定医に対し、受講のお知らせを送付するサービスが実施されているところであるが、案内状の不着もありうるため、指定医は、住所地の変更届や記載事項の変更届の提出を励行するとともに、研修の受講年度については、法律の規定に基づき自らの受講年度に留意することが必要である。

(2) 指定医証の更新

指定医は、5 年度ごとの研修を受けたときは、別紙様式 1 による指定医証更新申請書に、写真（縦 50 ミリメートル、横 40 ミリメートルとし、申請 6 月以内に上半身脱帽で撮影されたもの。なお、裏面に撮影年月日及び氏名を記載しておくこと。以下同じ。）1 枚を添付の上、研修の修了日に、研修の実施団体を経由して、

地方厚生局長に申請しなければならない。なお、この際には、指定医証を添付することを要しない。

地方厚生局長は、更新の通知とともに指定医証を都道府県知事又は指定都市の市長を経由して、更新者に交付する。

(3) 受講の延期及び指定医証の有効期限延長の申請

指定医は、5 年度ごとの研修を受けるべき年度において、やむを得ない理由により、当該年度に実施されるいずれの研修も受講することができない見込みとなったとき、又は、現にいずれの研修も受けることができなかったときは、別紙様式 2 による精神保健指定医更新時研修受講延期（指定医証有効期限延長）申請書に、写真 1 枚を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して、地方厚生局長に提出しなければならない。

研修を受けることができないやむを得ない理由は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第 4 条により、「研修を受けるべき年度において実施されるいずれの研修をも受けることができないことにつき、災害、傷病、長期の海外渡航その他の事由があること」とされている。

厚生労働大臣がやむを得ない理由が存すると認めたときは、地方厚生局長は、精神保健指定医更新時研修受講延期（指定医証有効期限延長）通知とともに、延長した有効期限を記載した新たな指定医証を、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して交付する。

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則第 1 条の 3 中「やむを得ない理由が存することを証する書類」の例としては、被災証明、診断書、留学証明書等である。受講の延期の申請は、原則事前申請とする（災害、急病等やむを得ない場合を除く）。

また、受講延期の期間は、原則として 1 年間であるが、海外渡航等事前に長期に渡って研修の受講が困難であることが判明している場合に限り、4 年を限度として複数年にわたり延期申請を行うことも可能である。

なお、延期された受講年度に受講した場合の次の回の研修は、本来の受講年度を起算点とした 5 年後となるものであり、延期された受講年度を起算点とした 5 年後となるものではない。

(4) 失効について

研修を受けるべき年度において研修を受けなかった指定医が、受講延期の承認も得ていない場合においては、指定医の指定は、当該年度の 3 月 31 日の経過により自動的に失効する。

2 指定医証の記載事項等の変更届

(1) 勤務先の変更

指定医は、指定医証に記載された勤務先に変更があったときは、速やかに別紙様式 3-1 により、指定医証を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して地方厚生局長に届け出ること。

なお、精神科の医療機関以外の勤務先に異動した場合や、勤務先を有しなくなった場合においても、指定医の辞退届を提出しない限り、勤務先の変更届等を提出することが必要である。

都道府県又は指定都市は、指定医証の記載を訂正してこれを指定医に返還するとともに、別紙様式 4 による報告書を添えて、当該変更届を地方厚生局長あて送達すること。

(2) 氏名の変更

指定医は、氏名の変更があったときは、速やかに別紙様式 3-1 により、指定医証及び写真 1 枚を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して地方厚生局長に届け出ること。

地方厚生局長は、新たな指定医証を発行して、都道府県知事又は指定都市の市長を経由して当該指定医に交付するものとする。

(3) 住所地の変更

指定医は、住所地の変更があったときは、速やかに別紙様式 3-2 により、住所地（変更後の住所地）の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して地方厚生局長に届け出ること。

3 指定医証の再交付

指定医は、指定医証を紛失又はき損したときは、速やかに別紙様式 5 により、紛失したときは始末書（様式任意）及び写真 1 枚、き損したときは指定医証及び写真 1 枚を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して地方厚生局長に届け出ること。

4 指定医の辞退届

指定医が指定医の職務を行うことが将来にわたってなくなった場合又は指定医の職務を全うすることができなくなった場合等指定医を辞退するときは、別紙様式 6 により、指定医証を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して地方厚生局長に届け出ること。

5 指定医の死亡届

指定医が死亡したときは、指定医の遺族等は、速やかに別紙様式 7 により、指定医証を添付の上、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して地方厚生局長に届け出ること。

6 指定の取消し又は職務の停止

- (1) 都道府県知事は、指定医について、法第 19 条の 2 第 2 項の規定に該当すると認められるときは、同条第 4 項の規定により厚生労働大臣にその旨を通知すること。
- (2) 指定医は、指定医の指定を取り消されたとき又は期間を定めてその職務の停止を命ぜられたときは、速やかに別紙様式 8 により、住所地の都道府県知事又は指定都市の市長を経由して指定医証を地方厚生局長に返納すること。

別紙様式 1

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所

氏 名

印

生年月日

年

月

日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 19 条第 1 項の規定による 5 年ごとの研修を修了したので、指定医証を更新されるよう申請します。

1 勤務先

2 指定医証の番号 第 号

3 指定医証の交付年月日 平成 年 月 日

4 研修受講年月日 平成 年 月 日

別紙様式 2

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所

氏 名

印

生年月日

年

月

日

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 19 条の規定による 5 年ごとの研修を本年度中に受けることができませんので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 2 条の 2 の 5 の規定に基づき、研修を受講すべき年度の延期及び指定医証の有効期限の延長を申請します。

- 1 研修を受講できない理由（具体的に記載すること）
- 2 受講できないやむを得ない理由を証するに足る書類（別添）
（被災証明書・診断書・留学証明書・その他（ ））
- 3 受講できるようになる年度 平成 年度
- 4 指定医証の番号 第 号
- 5 指定医証の交付年月日 平成 年 月 日
- 6 指定医証の有効期限 平成 年 月 日

別紙様式 3 - 1

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所

氏 名

㊞

生年月日

年 月 日

指定医証の記載事項に変更がありましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 2 条の 2 の 3 第 1 項の規定に基づき申請します。

1 変更事項（勤務先 ・ 氏名）

新

旧

2 指定医証の番号 第 号

3 指定医証の交付年月日 平成 年 月 日

※ 1 の（ ）内は、該当する事項に○印を付すこと。

別紙様式 3 - 2

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所

氏 名

印

生年月日

年

月

日

下記のとおり、住所地に変更がありましたのでお届けします。

1 住所地

新住所

旧住所

2 指定医証の番号 第 号

3 指定医証の交付年月日 平成 年 月 日

別紙様式 4

精神保健指定医の変更報告書

平成 年 月 ～ 月分

都道府県・指定都市名

No.	指定医番号	氏 名	旧 住 所 新 住 所	旧 勤 務 先 新 勤 務 先	備 考
1			(旧) (新)		
2			(旧) (新)		
3			(旧) (新)		
4			(旧) (新)		
5			(旧) (新)		
6			(旧) (新)		
7			(旧) (新)		
8			(旧) (新)		
9			(旧) (新)		
10			(旧) (新)		

- ・ 毎四半期ごとに提出すること。
- ・ 必要の無い項目欄は空欄にすること。

別紙様式 5

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所

氏 名

印

生年月日

年 月 日

指定医証を紛失・き損しましたので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第2条の2の3第2項の規定に基づき再交付されるよう申請します。

1 紛失・き損理由（具体的に記載すること）

2 紛失・き損年月日 平成 年 月 日

3 勤務先

4 指定医証の番号 第 号

5 指定医証の交付年月日 平成 年 月 日

別紙様式 6

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所

氏 名

印

生年月日

年

月

日

次の理由により、精神保健指定医の指定を辞退したいのでお届けします。

1 指定医証の番号 第 号

2 辞退理由

別紙様式 7

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所

氏 名

印

生年月日

年

月

日

精神保健指定医に指定されていた下記の者が、死亡したのでお届けします。

1 氏 名

2 死亡年月日

平成

年

月

日

3 指定医証の番号

第

号

4 指定医証の交付年月日

平成

年

月

日

5 精神保健指定医の証を添付（返却）できない理由

（例：本人の紛失によるため）

別紙様式 8

平成 年 月 日

厚生労働大臣 殿

住 所

氏 名

㊞

生年月日

年

月

日

精神保健指定医の $\left[\begin{array}{l} \text{指 定 を 取 り 消 さ れ た} \\ \text{職 務 の 停 止 を 命 ぜ ら れ た} \end{array} \right]$ ので、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第 2 条の 2 の 4 の規定に基づき別添のとおり指定医証を返納します。

1 $\left\{ \begin{array}{l} \text{指定取消年月日 平成 年 月 日} \\ \text{職務停止期間 平成 年 月 日} \sim \text{平成 年 月 日} \end{array} \right.$

2 指定医証の番号 第 号

3 指定医証の交付年月日 平成 年 月 日

※ () 内は、該当する事項に○印を付すこと。